

付 議 第 5 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由及び内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内の義務教育学校の設置が予定されていることに伴い、義務教育学校を追加しようとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の区分)

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校(1年次から3年次までに限る。)の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

(1)～(6) 略

旧

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の区分)

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校(1年次から3年次までに限る。)の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

(1)～(6) 略